

公益社団法人

山形県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
定 款

公益社団法人 山形県公共嘱託登記土地家屋調査士協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人山形県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を山形県山形市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本協会は、社員たる土地家屋調査士（以下「調査士」という。）及び土地家屋調査士法（以下「法」という。）第26条規定による土地家屋調査士法人（以下「調査士法人」という。）が官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下「官公署等」という。）による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することにより、公共の利益となる事業の成果の速やかな安定を図り、登記に関する手続の円滑な実施に資し、もって不動産に係る県民又は事業を行う者（以下「県民等」という。）の権利の明確化に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、官公署等の依頼を受けて次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 官公署等の依頼を受けて、法第3条第1項第1号から第3号までに掲げる事務（同項第2号及び第3号に掲げる事務にあつては、同項第1号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。）及びこれらの事務に関する同項第6号に掲げる事務を行うこと
- (2) その他本協会の目的を達成するために必要な業務

2 前項の業務は、山形県の区域内において行う。

第3章 社 員

(法人の構成員)

第5条 本協会の社員は、山形地方法務局の管轄区域内に事務所を有する調査士又

は調査士法人でなければならない。

(社員の資格の取得)

第6条 本協会の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2 前項に規定する調査士又は調査士法人が社員になろうとするときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができないものとする。

(経費の負担)

第7条 社員は、本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。ただし、その社員に対し、当該社員総会の日から7日前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款、その他の規則に違反したとき
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(社員資格の喪失)

第10条 前2条のほか、社員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して半年以上なされなかったとき
- (2) 総社員が同意したとき
- (3) 当該社員が死亡し、又は社員である調査士法人が解散したとき

(会費、その他拠出金品の不返還)

第11条 前3条の規定により資格を喪失した社員が既に納入した入会金及び会費並びにその他の拠出金品は、返還しない。

(社員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 第10条の規定により社員の資格を喪失したときは、本協会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務に関してはこれを免れることはできない。

第4章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 社員総会は、定時社員総会を毎事業年度の終了後 80 日以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、当該社員総会において、社員の中から選出する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 社員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第 1 項の決

議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 20 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び当該社員総会において選任された議事録署名者 2 名が、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役 員

(役員の種類及び員数)

第 21 条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8 人以上 15 人以内
- (2) 監事 2 人以上 3 人以内
- 2 理事のうち、1 人を理事長、3 人以内を副理事長、3 人以内を専務理事又は常任理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長、専務理事及び常任理事をもって、同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。
- 4 理事の員数の過半数は、社員（社員である調査士法人の社員を含む。）でなければならないものとする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は社員総会において選任する。

- 2 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 3 理事長、副理事長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長、専務理事及び常任理事は、理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結のときまでとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結のときまでとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 理事及び監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは任期の満了又は辞任により退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 27 条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第 6 章 理 事 会

(構成)

第 28 条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長、専務理事及び常任理事の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 33 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはその限りではない。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、当該理事会に出席した理事長及び監事は、これに記名押印する。

第 7 章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第 35 条 本協会に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事長が理事会に諮って委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は理事長の諮問に応じて、本協会の運営その他重要事項について意見を述べることができる。
- 4 顧問及び相談役の任期は、役員の任期と同一とする。

第 8 章 財産及び会計

(事業年度)

第 36 条 本協会の事業年度は、毎年 7 月 1 日に始まり翌年 6 月 30 日に終わる。

(損害保険への加入)

第 37 条 本協会は、受託業務の処理等に対し、官公署等から損害賠償の請求を確保するため、損害賠償責任保険に加入する。

(事業計画及び収支予算)

第 38 条 本協会の事業計画書及び収支予算書、資産調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、その事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に

提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第40条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 事務局

（事務局）

第41条 本協会の事務を処理する為に、本協会に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局長その他の職員の事務分掌、給与等については、理事長が理事会の決議を経て別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第42条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解 散）

第 43 条 本協会は社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 44 条 本協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 45 条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 情報公開

(情報公開)

第 46 条 本協会は、公正かつ開かれた活動を推進するために、その活動状況及び運営内容、財産資料等の情報を積極的に公開するものとする。

(公 告)

第 47 条 本協会の公告は、事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本協会最初の理事長は 田 中 忍 とする。
- 3 法人法及び整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(施行期日)

この定款は、平成 25 年 9 月 5 日から施行する。